

消費者

正しく「はかる」ことの大切さ

～11月1日は「計量記念日」～



ダイエットに励む高校生のA子さん、自宅の体重計で毎朝体重チェックを欠かしません。ある日、学校の健康診断を受けたところ、学校の体重計には、今朝自宅ではかった体重より1kg重く表示されました。

学校の健康診断での体重測定は計量法という「証明」行為にあたります。こうした「証明」行為や、はかり売りなどの「取引」のために使用されるはかりは、公的機関などによる「検定」という厳しい基準に合格したものでないと使用できません。さらに、誤差が生じず適正な計量ができるように2年に1回、都道府県や市の定期検査を受けることも義務付けられています。消費者センターでは、はかりの定期検査を行い、適正計量の確保に努めています。

一方、皆さんが家庭で使用している体重計や調理用はかりは「家庭用特定計量器」として、これには同じく計

量法により定められた製造基準に適合する必要があります。製造者には「家庭用特定計量器」のマークを付けることが義務付けられていますので、購入する際はこのマーク



を確認しましょう。ただし、これはあくまで家庭で使うものとしての精度が確保されているもので、はかり売りや証明行為には使用できません。

11月1日は計量記念日。「はかる」ことについて関心を持ついい機会です。ご家庭にあるはかりを点検してみませんか。

◆家庭用はかりの無料検査

計量記念日にあわせて、ご家庭の体重計やはかりなどの検査を行います。期11月8日(土)～30日(日)の土・日・祝 時午前10時～午後5時 所消費者センター 申事前に電話 (☎829・1500)で。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。